



概要版

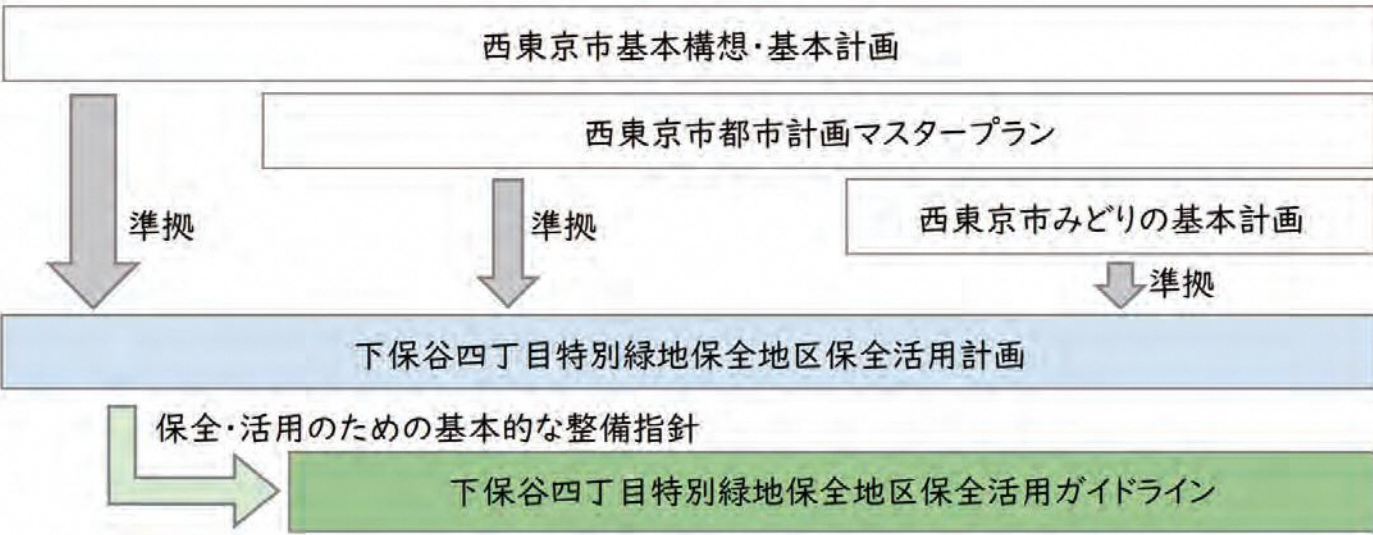
下保谷四丁目特別緑地保全地区 保全活用ガイドライン

令和7年2月
西東京市

1. 保全活用ガイドライン策定の背景と目的

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、都市化が進む駅周辺における貴重な緑地であり、西東京市におけるゼロカーボンシティの取組の実現にも寄与する自然環境を持っています。そこで、下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画に基づいて、この貴重な緑地を未来に残して行くための具体的な保全計画とその内容が必要とされています。そして、屋敷林は本来自然の営みを利用して、人々の暮らしと生業に寄与する環境を人の管理によって形成してきたという特徴を持っています。そのため、ありのままの自然を保全するだけでなく、環境の保全と人による活用の両面で必要な整備を行っていくことが、本来の屋敷林のあり方を踏まえた保全を行う上で必要な取組となっています。

- ・本ガイドラインは、環境の保全と人による活用という両面から、当地区を特別緑地保全地区として目指すべき姿に整備していくための具体的な方針を示すことを目的としています。
- ・本ガイドラインに記載された整備・管理作業については、本ガイドライン作成時点での下保谷四丁目特別緑地保全地区の状況を基に作成したものであり、環境の変化によって対応が変わる可能性があることを踏まえて、必要に応じて臨機応変に対応を行うことを前提としたガイドラインです。



2. 下保谷四丁目特別緑地保全地区について

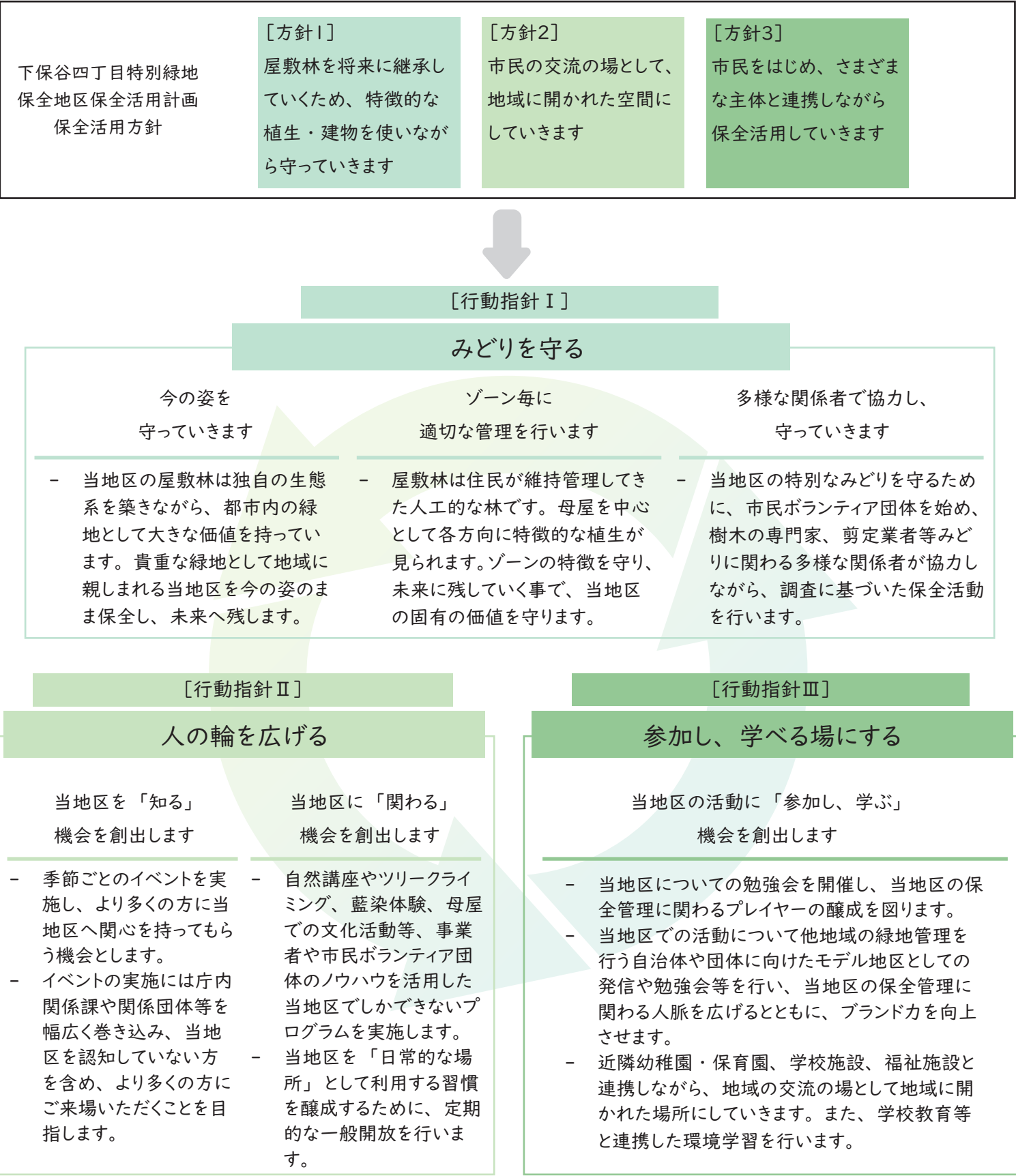
下保谷四丁目特別緑地保全地区は、母屋・蔵・離れ等の建築物と周囲の屋敷林から構成される緑地となっています。武蔵野地域にみられる典型的な散居型屋敷林の面影があり、ゾーン毎に防風などの役割に応じた特徴的な樹木構成を現代に伝えています。ケヤキやシラカシ等から成る高木林のほか、竹林や草地、市民ボランティア団体によって管理されている野草園等があります。



3. 保全活用ガイドラインの行動指針

本ガイドラインでは、当地区のみどりの保全は「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」で示された3つの基本方針とリンクした、以下の3つの「行動指針」によって達成されます。

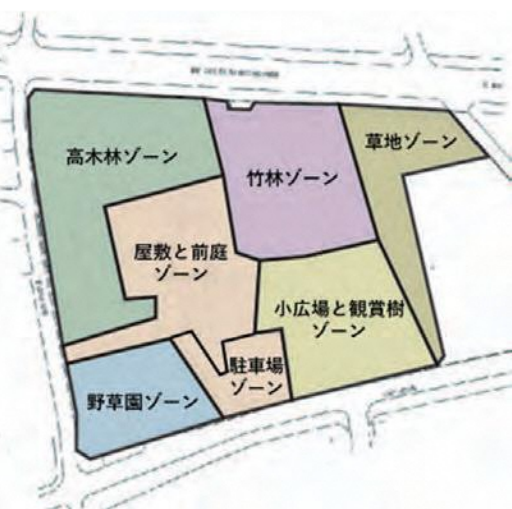
行動指針Ⅰ「みどりを守る」は保全のガイドラインとして、行動指針Ⅱ「人の輪を広げる」、行動指針Ⅲ「参加し、学べる場にする」は活用のガイドラインとして本ガイドライン内で詳細を示します。



4. 保全のガイドライン

(1) ゾーン毎の保全

保全のガイドラインでは、行動指針Ⅰ「みどりを守る」を踏まえて、当地区の緑地環境を次世代へ残していくために、ゾーン毎に今後の保全の方向性を示し、その方向性に沿った保全の作業事項を記載します。



高木林ゾーン

武蔵野の面影を残す屋敷林の貴重な緑地を保全し、多くの方が親しめるよう安全性を高める

小広場と鑑賞樹ゾーン

屋敷林で活動し、学ぶことができる広場として安全性と快適性を確保する

竹林ゾーン

繁殖力の高いモウソウチクを駆除しつつ、適切な密度で良好な景観を保全する

草地ゾーン

安全面に配慮しながら生物多様性と活用のバランスを保つ

野草園ゾーン

市民ボランティア団体の協力を得ながら、野草園を維持・管理していく

母屋と前庭ゾーン

母屋は文化的な活動の場となり、親しみを抱く憩いの場とする

(2) 保全のスケジュールと具体的な整備事項

当地区の保全にあたって必要な作業事項は多岐にわたり、一度に全てを行うことは困難です。そのため、以下の様なスケジュールで段階的に保全活動を行っていきます。令和7年度から Step.1 を開始し、財政負担や業務執行体制等を考慮し、取り組みを平準化しながら Step.1、Step.2 の整備・対応については各5年程度で完了することを目標として取り組みを進めていきます。

植生に関する日常管理

日常的に必要な作業として、樹木の状態を定期的に管点検し、みどりの保全及び来場者の安全性を高めるための管理を行う。

作業事項の一例

- 落枝の点検
- 野草園の維持管理
- 雑草の駆除等

Step.1

開放を充実させるための環境整備

当地区の開放にあたって、特に安全性に支障をきたす危険木や越境木に対して処置を行い、当地区の安全性を高める。また、建物の利活用に向けて、調査や修繕を行う。

作業事項の一例

- 高木の樹高調整
- 実生の常緑樹の除伐と密度調整
- 危険木の伐採または剪定
- 敷地外に越境している樹木の剪定
- ハリエンジュの除伐
- 建物の状態調査
- 建物の修繕

Step.2

民間活力導入に向けた準備

当地区で来場者がさらに、自然に親しめる場とするために、当地区全域において、危険木や高木に対して剪定等を行う。また、当地区の持続的な保全活用に向けて、民間活力の導入を始めとした制度導入の調査・検証を行う。

作業事項の一例

- 母屋の活用検証
- 活用内容に適した管理・運営体制に向けた準備
- 離れ / 蔵 / 井戸屋形の保存活用

※Step.1 で実施した措置は必要に応じて継続的に実施。

Step.3

民間活力を活かした運営体制での持続的な保全活用

当地区の保全活用にあたって、民間活力の導入により、最も適した運営体制を構築し、持続的な保全を行いながら当地区の活用を推進する。

Step.1、Step.2 で実施した措置について、必要に応じた継続的な実施を行う。

5. 活用のガイドライン

(1) 活用の将来像

活用のガイドラインでは、行動指針Ⅱ「人の輪を広げる」、行動指針Ⅲ「参加し、学べる場にする」を踏まえて、当地区の魅力をさらに磨き上げ、保全活動へ繋げていくために、以下の将来像を目指します。

緑地の保全活動から生まれる

誰もがみどりを楽しみ、自然を学べるフィールドミュージアム

屋敷林という特徴を持っている当地区の保全活用には、継続的な植生の調査研究、管理が求められます。当地区の魅力であるみどりを確実に未来に残していくために、市民ボランティアや樹木の専門家を始め、多彩な関係者と連携しながら保全活動を行います。

その保全活動の中で生まれた、みどりを大切に人の輪は、当地区の持つもう一つの魅力です。この魅力を活かし、誰もがみどりを楽しみ、自然を学べるフィールドミュージアムを目指します。

(2) 当地区の活用イメージ

活用の将来像を達成するために、行動指針に基づいた、「知る」「関わる」「参加し、学ぶ」の目的ごとに当地区の活用を行います。様々な活用を通して、より多くの方が当地区で学び、保全部の活動に参加できる環境を整えます。

当地区について「知る」

季節を楽しむイベント実施

- 春（桜）、夏（緑陰）、秋（紅葉）等のイベントを実施し、より多くの方に当地区へ関心を持ってもらう機会とする。
- イベントの実施には庁内関係課や関係団体などを幅広く巻き込み、当地区を認知していない方を含む、より多くの方にご来場いただくことを目指す。



季節イベントの様子



めぐみちゃんマルシェ

当地区に「関わる」

自然や文化の体験を提供

- 自然講座や、ツリークライミング、藍染体験、母屋での文化活動など、事業者や市民ボランティア団体のノウハウを活用した当地区でしかできないプログラムを実施し、当地区の価値や楽しみ方を発信する。
- プログラムは当地区の保全活用のための調査を参考にしながら実施する。



竹工作ワークショップ



母屋での落語会

当地区の活動に、「参加し、学ぶ」

研究会・勉強会の実施

- 当地区についての勉強会を開催し、当地区の保全部に関わるプレイヤーの醸成を図る。
- 当地区での活動について他地域の緑地管理を行う自治体や団体に向けたモデル地区としての発信や勉強会等を行い、当地区の保全部に関わる人脈を広げると共に、ブランド力を向上させる。



造園業者による自然講座



保存会による野草園ツアー

当地区に日常的に「関わる」

一般開放の実施

- イベントや自然文化の体験をした来場者が当地区をより「日常的な場所」として利用する習慣を醸成するために、定期的な一般開放を行う。
- 近隣幼稚園・保育園、学校施設、福祉施設と連携しながら、地域の交流の場として地域に開かれた場所とする。



一般開放の様子

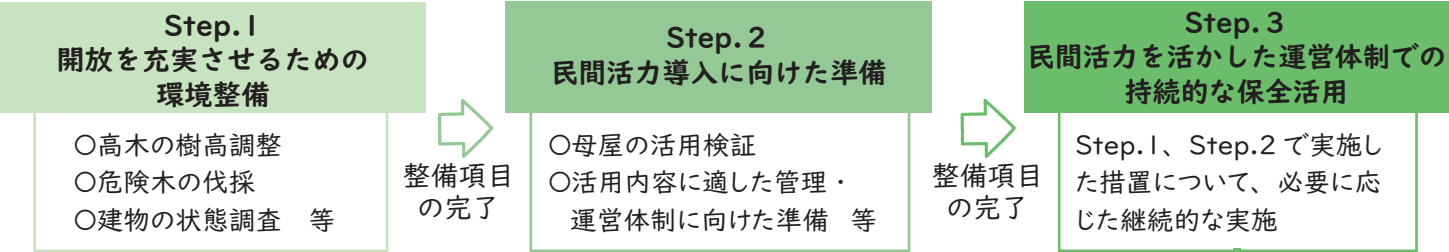


一般開放の様子

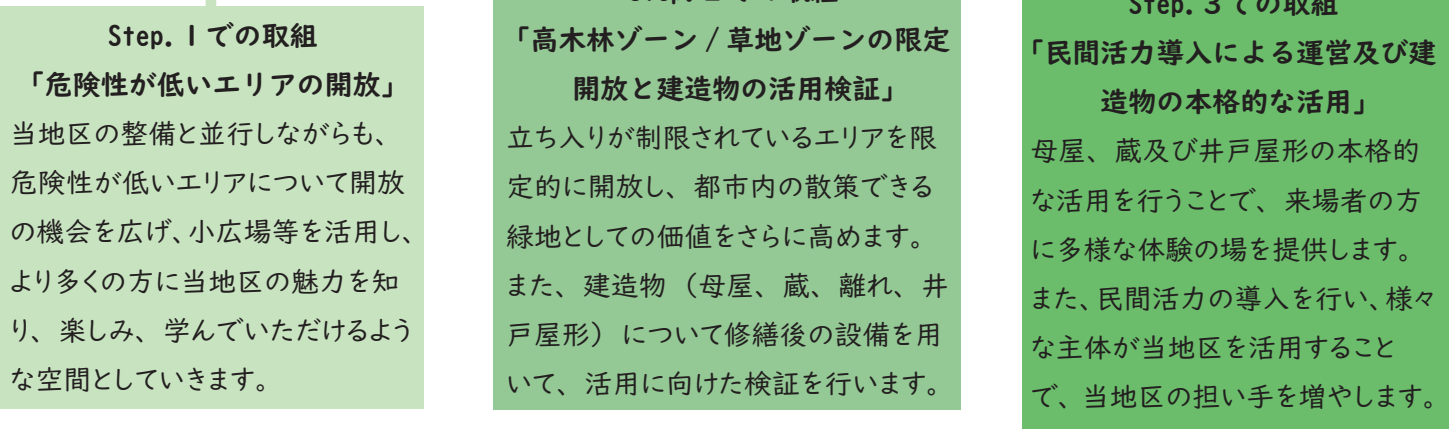
(3) 一般開放での段階的な開放エリアの拡大について

当地区の保安全管理作業の進捗に合わせて、段階的に市民への開放頻度・開放エリアを増やしていくこととします。

【保安全管理の Step】

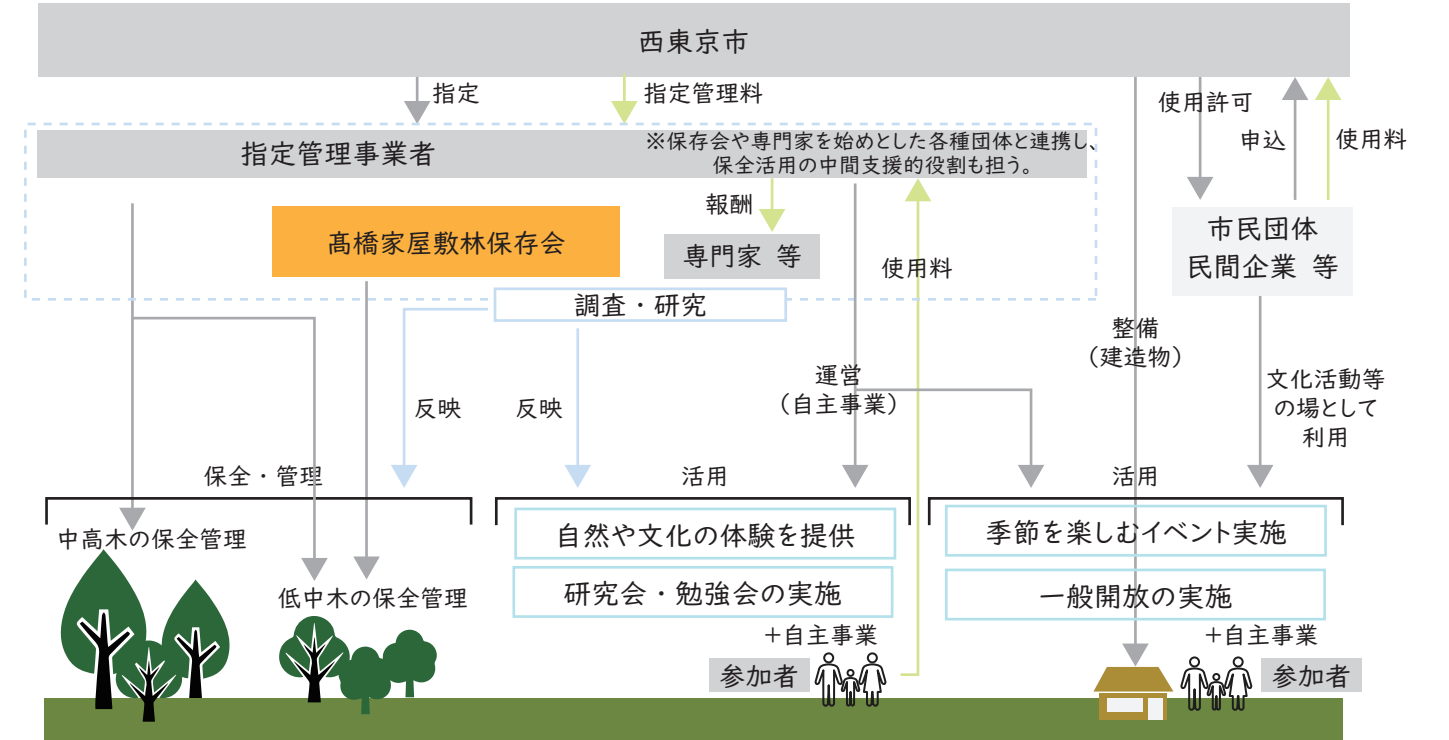


【開放の Step】



6. 今後の運営体制についての検討

3つの行動指針を達成するためには、関係者との推進・連携体制の構築が必要です。前述の保全のガイドラインと活用のガイドラインでの実施内容を踏まえて、将来的に目指す推進体制の検討を行います。指定管理者制度の活用を目指しながら、発展的に PFI 事業と指定管理者制度を併用する可能性も含めて検証を進めていきます。



下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドライン 令和7年2月

〒202-0011
西東京市泉町三丁目12番35号（エコプラザ西東京）
西東京市みどり環境部みどり公園課

TEL 042-438-4045
FAX 042-438-1762
E-mail kouen@city.nishitokyo.lg.jp